

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、天皇・皇后両陛下におかれましては、5月1日から7日まで、御料牧場に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

次に、5月1日及び2日に県内各地域で発生した突風により、宇都宮市及び栃木市における住家等への被害のほか、那須塩原市や上三川町などにおいて、農作物や農業用施設に多大な被害が発生いたしました。被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

県といたしましては、要望のあった3市町に対し、5月20日付けで栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用したところであり、被災農家への支援に万全を期して参ります。

次に、5月14日に上三川町において強盗殺人事件が発生し、尊い命が失われました。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。また、怪我をされた方々の一日も早い回復を願ってやみません。

本事件を重く受け止め、5月19日に県、市長会、町村会の連名で、県民一人ひとりの防犯対策の強化について、緊急アピールを発出いたしました。今後とも、市町との連携を密にしながら、県民が安心して暮らせるよう安全対策に全力で取り組んで参ります。

次に、新たな県政の基本指針である「新とちぎ未来創造プラン」の推進についてであります。

プランに掲げた目指す将来像「共に創る 人も地域も輝く “元気な

とちぎ”」の実現に向け、「県民主役」、「連携・協働・共創」、「地域間連携」を基本姿勢として、「人づくり戦略」を第1の柱とする5つの重点戦略のもと、15のプロジェクトを積極的に推進して参ります。

喫緊の課題である人口減少・少子化対策につきましては、新たに「栃木県人口未来推進本部」を設置し、結婚、妊娠・出産、子育て支援の更なる充実・強化をはじめ、女性・若者に選ばれる地域づくりや移住・定住の促進など、戦略を相互に連携させながら、施策を展開して参ります。

次に、中東情勢の緊迫化に伴い、石油由来製品や燃料の供給の不安定化、価格高騰などが生じており、県民生活や県内企業の経済活動への影響が懸念されております。

県におきましては、4月13日に設置した「中東情勢の影響に係る庁内連絡調整会議」を通じて、庁内の緊密な連携のもと、県民生活等への影響に関する情報の収集・共有を行っているところであります。

引き続き、国際情勢や国の動向を注視しながら、影響を最小限にとどめられるよう、全庁を挙げて対応して参ります。

次に、「第21回食育推進全国大会inとちぎ」の開催についてであります。

来る6日に、食育に対する理解と関心を深め、食育の取組への積極的な参加を促すことを目的に本県で初めて開催いたします。

全国各地から訪れる多くの来場者に、日本一のいちごをはじめとする本県自慢の多彩な農産物や豊かな食文化の魅力を体験していただき、

食と農の輪をとちぎから全国に広げて参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例2件、その他の議案9件の計12件であります。このほか報告12件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、新県立病院の基本構想の策定に要する経費を計上するほか、5月1日及び2日の突風による農作物等の被害に対して、栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用したことに伴う債務負担行為の追加等を行うこととして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、2,182万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,607億182万円となります。この財源といたしましては、繰越金を充てることといたしました。

第2号議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に伴い、栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、栃木県人事委員会委員近藤峰明氏の任期が来る7月12日に満了いたしますので、その後任として増子孝徳氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第5号議案から第7号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対

し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第8号議案及び第9号議案は工事請負契約の締結について、第10号議案は工事請負変更契約の締結について、第11号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第12号議案は、県の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

報告第2号から報告第12号までの11件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。